

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：防災マップ)

- ① 三光地区は、特に山国川流域では土田地区で最大 10～20m未満の浸水想定となっており、大型ショッピングセンターのある佐知地区においても最大5～10m未満の浸水想定となっている。また、犬丸川流域においては、工業団地のある森山地区から秣、深水地区に至るまで広範囲にわたって、3m未満の浸水想定となっている。
- ② 本耶馬溪地区は、山国川流域の樋田、曾木地区で最大 10～20m未満の浸水想定となっている。また、跡田川や屋形川と山国川の合流部付近においても最大5～10m未満の浸水想定となっている。
- ③ 耶馬溪地区は、山国川流域の平田地区周辺で最大 10～20m未満の浸水想定となっている。また、山移川下流の耶馬溪ダムからの放流水が山国川と合流する付近から中津市しもげ商工会本所のある柿坂地区にかけても、広範囲で最大 10～20m未満の浸水想定となっており、一部では20mを超える箇所も存在する。
- ④ 山国地区は、山国川流域の肥前屋から宇曾、守実、平小野地区に至るまで広範囲にわたって最大5～10m未満の浸水想定となっている。

(ため池：防災マップ)

当市の防災マップによると、三光及び本耶馬溪地区に大小10を超えるため池が点在しており、地震や大雨等で決壊した場合、5m以上の浸水が想定されている地域も多い。

(土砂災害：防災マップ)

本会のある地域全域(三光、本耶馬溪、耶馬溪、山国地区)で土石流や急傾斜地、地すべりの特別警戒区域(土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域)、警戒区域(土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域)、危険箇所が多く点在しており、崩落等の危険と隣り合わせである。

(地震：中津市地域防災計画)

中津市地域防災計画によると、大分県北部地域が主に影響を受けると考えられる地震の震源には周防灘断層群が存在し、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると推定されている。また、30年以内の地震発生確率は2%～4%と見込まれ、国内の主な活断層の中では高いグループに属している。

(その他)

本会のある地域は、山国川が蛇行しながら流れていて、雨が降ると支流に流れ込み、本流に集まり、水位が急激に上昇する。これまでも数々の水害に見舞われてきた。平成24年、平成29年の九州北部豪雨による浸水災害が発生している。

また、全域で傾斜地が多く、土石流や地すべり、傾斜地の崩壊が発生する危険がある。

市内の気候は、瀬戸内海気候区に属し年間を通じ比較的温暖で、冬は北九州方面や関門海峡からの季節風の影響で天気が悪く、曇りの日が多くなっています。

平均気温は15.6度で、大分県のなかでは比較的気温の高い地域で、年間降水量は、中津観測所が1,707.0mm、耶馬溪観測所が2,387.5mmで山間部は平坦地に比べて降水量が多い。また月別降水量としては6月から7月の梅雨期に出水が多い地域となっている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

商工業者数 621人

小規模事業者数 519人

平成28年経済センサス-活動調査による小規模事業者数（中津市しもげ地域）

業種	商工業者数	小規模事業者数	立地状況
建設業	87	84	山国川沿いに多い
製造業	67	55	丘陵地、低地に多い
卸売・小売業	219	179	山国川沿いに多い
飲食・宿泊業	85	58	山国川沿い、傾斜地に多い
サービス業	77	65	分散している
その他	86	78	分散している
合計	621	519	

(3) これまでの取組

1) 中津市

- ・ 防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ 企業向け防災研修
- ・ 防災教育
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 災害時受援計画の策定
- ・ 避難所運営マニュアルの作成
- ・ 自主防災組織 設立・活動マニュアルの作成
- ・ 津波避難計画の策定
- ・ 津波避難ビルの指定
- ・ 九州北部豪雨災害記録誌の作成
- ・ 各種防災マップの作成
- ・ 中津市業務継続計画（BCP）の策定
- ・ 防災監視カメラシステムの整備
- ・ 中津市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 損害保険の加入促進、支援策の周知
- ・ 来訪者を増やすためにクーポン券事業の実施
- ・ 小規模事業者の被害状況を把握、関係団体へ報告
- ・ 平成29年度中津市被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金申請を支援
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 中津市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

災害時の備えが不足している小規模事業者が多く、各種支援策の情報を十分届けることができていない。

また、小規模事業者は、緊急事態が発生すると環境変化を受けやすく、売上が減少し事業が縮小する。こうした小規模事業者の事業継続力を強化するためには、事前の対策を整備し、早期に復旧する仕組みを築くことが求められるが、現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・小規模事業者の経営改善、経営継続のために、地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させるとともに、関係団体との連携により災害時の備えや、損害保険や支援策について普及啓発・情報提供し、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう中津市と連携して被害状況等を円滑に共有できる当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・売上確保、支援施策の活用等、被害のあった小規模事業者を発災後速やかに復興支援できるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和2年6月11日 ～ 令和7年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

・ 本計画に沿って、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和2年事業継続計画を作成（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・ 大分県火災共済協同組合、及びあいおいニッセイ同和損保㈱の代理店に連携協力を求め、会員事業者以外も対象とした事業継続力強化普及啓発セミナーの開催や損害保険の紹介、情報提供を行う。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関が作成した事業継続力強化のための普及啓発ポスター等を掲示するほか、関係機関が開催するセミナー等についても小規模事業者へ周知し積極的な参加を促す。
- ・ 小規模事業者が策定した防災・減災の事前対策に関する計画について、事業継続力強化計画の認定に向けた支援を関係団体及び協力先保険会社と連携して行う。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
本会職員による巡回時に、小規模事業者の事業者BCP等取組状況の進捗について確認するとともに、早期の実施を促す。
- ・ 協議会の設置による本事業の進捗管理と見直しの推進

本会が行う「経営発達支援事業」と「事業継続力強化支援事業」を効果的かつ実効性のあるものとして展開していくため、「中津市しもげ商工会経営力強化支援事業推進協議会」（以下「協議会」という。構成員：本会、中津市、関係団体及び外部有識者等を想定）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード5弱の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には人命救助を第一に考え、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡して情報共有を行う。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否確認を行う。（SNS等を利用して安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況等を当会と当市で情報共有する）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、中津市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・まず、職員自身の安全確保を最優先し、職員自身の判断で命の危険を感じる場合は出勤せず自宅にて待機する。通勤経路等の安全確認を行い、警報解除後に出勤する。
- ・地区内小規模事業者等の大まかな被害状況を確認するため、支所ごとに役職員、青年部・女性部による情報収集を行い1～2日以内に中津市へ報告するとともに、商工会災害システム（全国連版）を活用し情報共有する。
- ・本会と中津市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・本会と中津市が共有した被害情報を、本会から大分県商工会連合会を經由し大分県へ報告する。その他緊急な連絡については、中津市から直接大分県へ報告する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

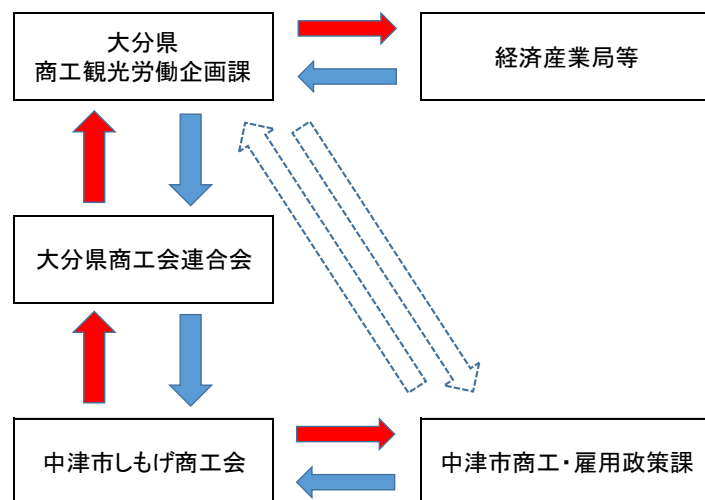
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回程度共有する
1週間～1か月	1日に1回程度共有する
1か月以降	3日に1回程度共有する
3か月以降	1週間に1回程度共有する

- ・当市で取りまとめた「中津市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は下記のとおりである。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについては、中津市災害対策本部の指示に従いながら、本会と中津市商工・雇用政策課が協議のうえ決定する。
- ・本会と中津市は、「被害算定の例について（中小企業庁小規模企業振興課）」を参考にするとともに、市役所内の関係部署（商工・雇用政策課、防災危機管理課）との連携により、速やかに被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定を行うものとする。
- ・本会と中津市が共有した被害情報を、本会から大分県商工会連合会を経由し大分県へ報告する。その他緊急な連絡については、中津市から直接大分県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を大分県の指定する方法にて当会又は当市より大分県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設・運営方法について、中津市と協議する（本会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、大分県及び中津市の施策）について、地区内小規模事業者へ本会のホームページに掲載するとともに、巡回等で周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

大分県の方針に沿って、復旧・復興支援の方針を決定し、被災小規模事業者に対し経営相談窓口を開設して次の支援を行う。なお被害規模が大きく、本会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を隣接商工会、大分県商工会連合会、大分県に要請する。

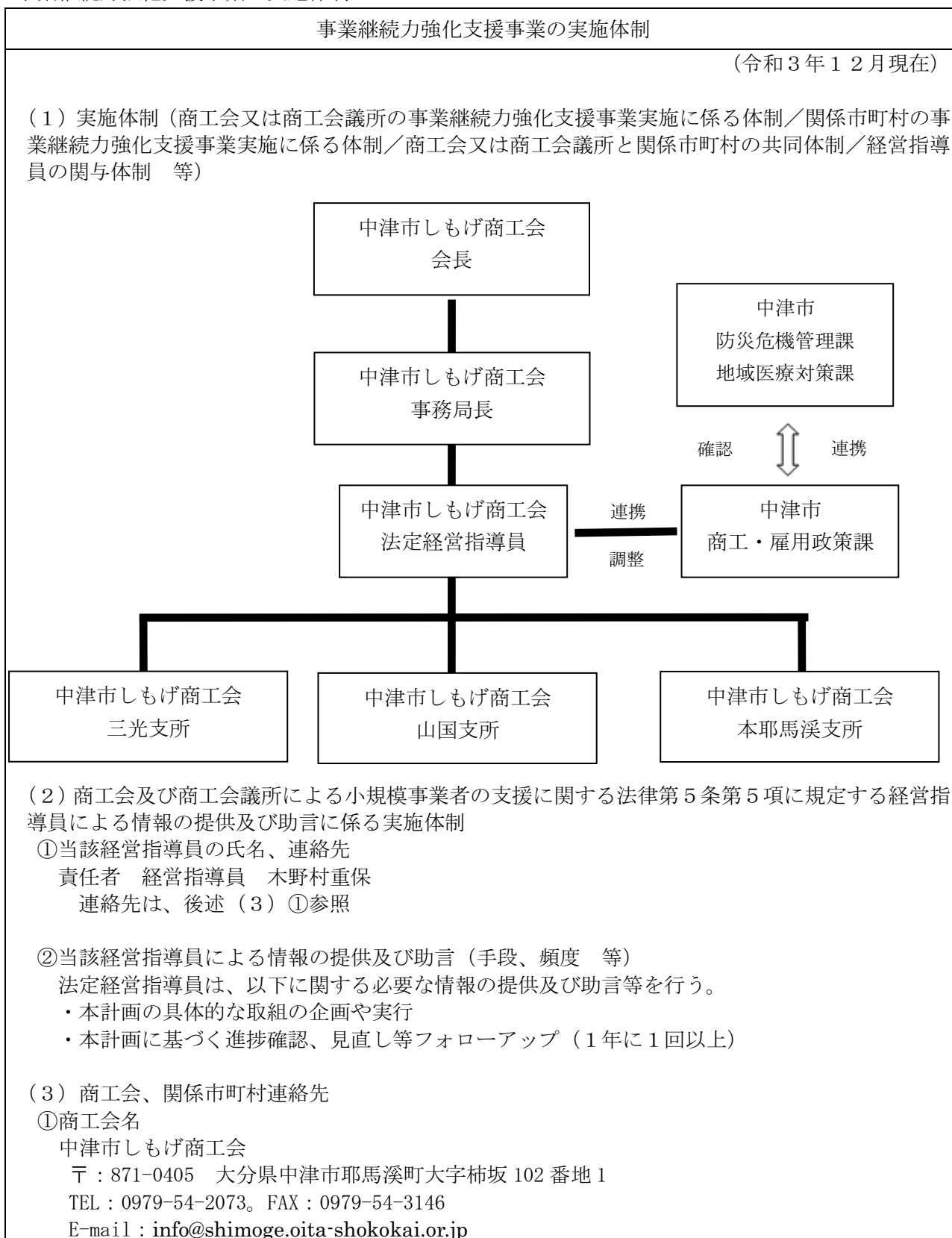
- ・ 給与支払い、仕入資金、借入金の返済、融資等についての相談
- ・ 店舗・工場、機械・備品等の復旧にかかる相談
- ・ 共済金・保険金の請求に関する相談(本会の紹介による共済金等契約のみ)
- ・ 小規模事業者の復旧・復興に向けた助成金等の事業計画策定支援等

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村

中津市役所 商工・雇用政策課

〒871-8501 大分県中津市豊田町 14 番地 3

TEL : 0979-22-1111(代表)。FAX : 0979-24-7522(代表)

E-mail : syoukoukoyou@city.nakatsu.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	212	212	212	212	212
専門家派遣費	80	80	80	80	80
通信費	112	112	112	112	112
・防災、感染症 対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、中津市補助金、大分県補助金、他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割